

近畿厚生局

Kinki Regional Bureau of Health and Welfare



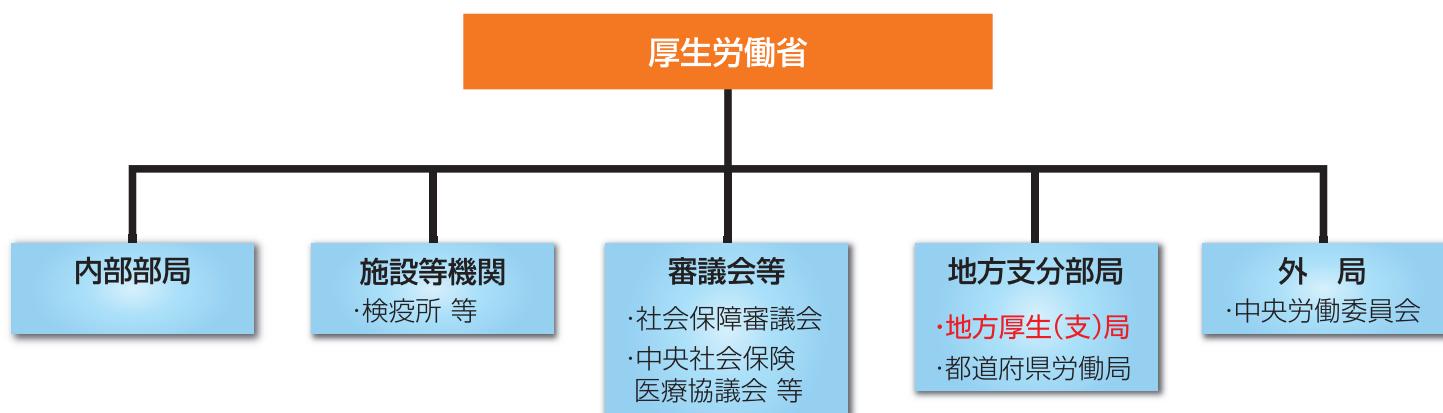
ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省

地方厚生(支)局とは

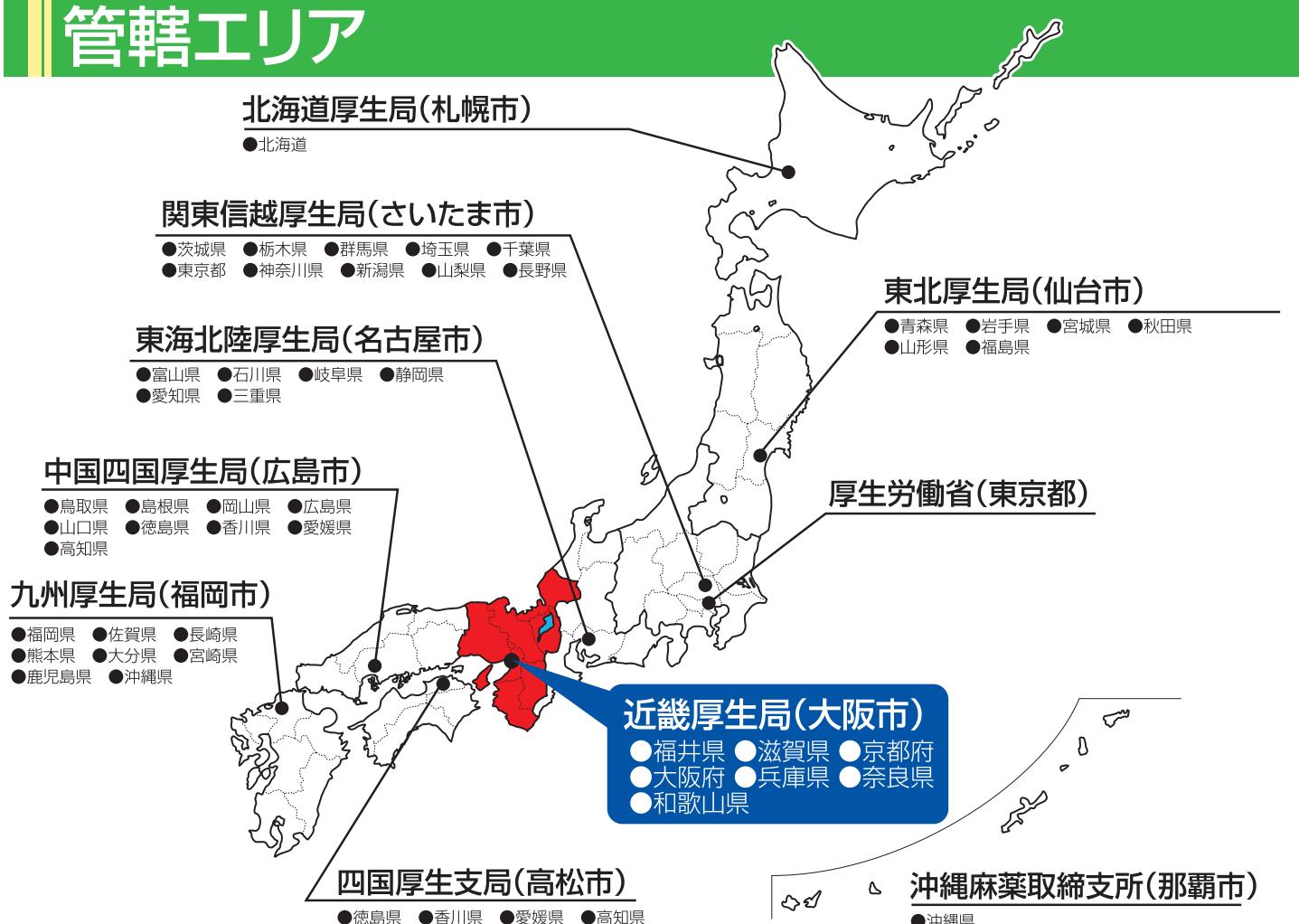
地方厚生(支)局は、平成13年1月に厚生労働省が所掌する事務の一部を移管して、全国に7局1支局が設置されている、厚生行政の「政策実施機関」です。

近畿厚生局は、近畿地域2府5県(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県)において、国民の皆様に最も身近な、医療、健康、福祉、年金、さらに麻薬や覚醒剤等の取締りなどに関する業務を行っています。

「ひと、くらし、みらいのために」をキャッチフレーズに、国の社会保障政策に関する各種取組を通じて、地域の皆様の生活や暮らしが将来にわたって安心で安全なものとなるよう全力で取り組んでいます。



管轄エリア



主な業務

医 療

- 医療保険制度の健全な運営、適正化のための取組
 - ・ 保険医療機関、保険薬局等に対する指導・監督
 - ・ 健康保険組合等の保険者に対する指導・監督
- 安心・安全な医療サービス提供体制の構築に向けた取組
 - ・ 医師、歯科医師の臨床研修病院等の指導及び支援
 - ・ 医療の安全に関する取組の普及・啓発
 - ・ 再生医療等の提供に関する手続・相談
 - ・ 看護師の特定行為研修の指定研修機関の指定に関する審査及び指導
 - ・ 特定機能病院・臨床研究中核病院に対する立入検査
- 医薬品・医療機器等の安全の確保のための取組
 - ・ 厚生労働大臣が指定する医薬品・医療機器の製造業の許可
 - ・ 医薬品・医療機器等の輸入監視

健康・福祉

- 生命・健康を脅かす事態に備えた取組
 - ・ 病原体等所持施設への立入検査
- 食の安全・安心の確保のための取組
 - ・ 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び指導・監督
 - ・ 総合衛生管理製造過程(HACCP)による食品の製造・加工に係る承認
- 医療・健康・福祉事業者養成のための取組
 - ・ 栄養士、社会福祉士等各種養成施設の指定・監督等
- 地域包括ケアシステムを推進するための取組
 - ・ 府県、市町村の地域包括ケアシステム構築の支援

年 金

- 年金制度の円滑な事業運営のための取組
 - ・ 日本年金機構が行う滞納処分、立入検査等に係る認可
 - ・ 市町村へ交付する国民年金事務取扱交付金等に関する事務
 - ・ 企業年金及び国民年金基金・厚生年金基金に対する指導・監督
- 年金記録の訂正を求める方のための取組
 - ・ 年金記録の訂正請求事案に関する調査
 - ・ 近畿地方年金記録訂正審議会への諮問、答申に関する事務
- 被保険者等(審査請求人)の権利・利益の救済を図るための取組
 - ・ 保険者による年金・保険給付等の処分決定に係る審査請求に関する事務

麻薬取締

- 薬物乱用を防止し、健全な社会を実現するための取組
 - ・ 薬物犯罪の捜査・取締り
 - ・ 薬物取扱者に対する立入検査等による監視・指導
 - ・ 薬物乱用防止のための啓発活動



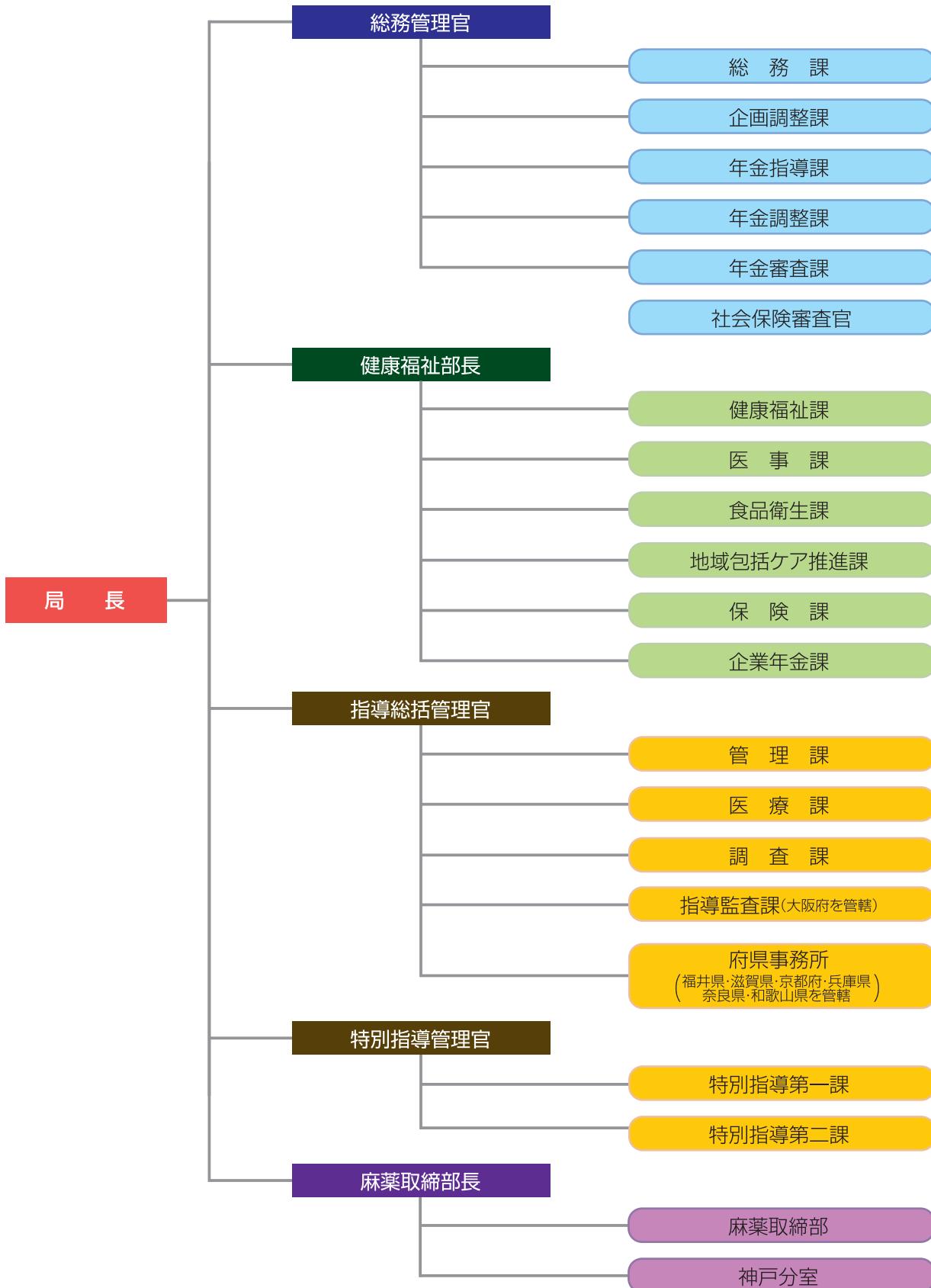
近畿厚生局の行動指針

私たちは業務を行うにあたり、次に掲げる指針に基づき行動します。

- 1 高い倫理観を持って公正・公平に職務を遂行します。
- 2 国民と時代の要請に応じた行政サービスを提供します。
- 3 国民一人ひとりの立場に立って考え、行動します。
- 4 わかりやすい言葉で広く情報を提供し、開かれた行政を目指します。

組織図

(平成31年4月1日現在)



総務部門

総務課

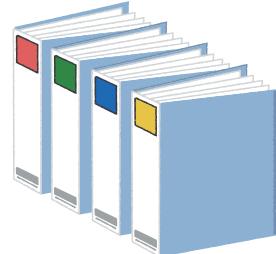
総務課は、近畿厚生局の総務事務のほか、行政文書等の開示に係る事務を行っています。

- 近畿厚生局の総務事務
- 行政文書及び保有個人情報(※)の開示請求に係る業務(各府県事務所を除く)

【行政文書・保有個人情報とは】

「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成または取得した文書、図面及び電磁的記録であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいいます。

また、「保有個人情報」とは、行政文書に記録されている「個人情報」に関するものをいいます。



企画調整課

企画調整課は、近畿厚生局の所掌事務に関する総合的な企画・調整のほか、ホームページの管理や近畿地方社会保険医療協議会の運営などを行っています。

- 近畿厚生局の組織目標・業務計画に係る企画、進捗管理
- 近畿地方社会保険医療協議会(※)の運営

【近畿地方社会保険医療協議会とは】

社会保険医療協議会法等に基づき設置された機関で、保険医療機関、保険薬局の指定の取消し及び保険医、保険薬剤師の登録の取消しなどを審議する「総会」と、保険医療機関、保険薬局の指定を審議する「部会」で構成されています。



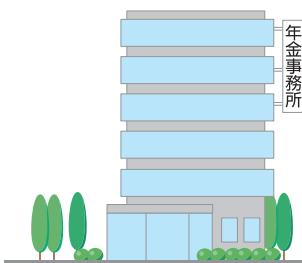
年金指導課

年金指導課は、日本年金機構が厚生年金保険料等の徴収に係る滞納処分等(※)を行う場合の事前認可等を行っています。

- 日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可
- 日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員の認可
- 日本年金機構が行う立入検査等に係る認可
- 厚生年金保険料等の納付の猶予の許可

【滞納処分等とは】

事業主等が保険料等を滞納した場合に、国税徴収の例によって、強制的に徴収を行うものであり、財産調査、財産の差し押さえ、換価、配当等の一連の手続きをいいます。



年金調整課

年金調整課は、日本年金機構や市町村などの関係機関と連携を図りながら、公的年金制度の円滑な事業運営の推進に取り組んでいます。

- 社会保険労務士に関する業務
- 年金委員に関する業務
- 学生納付特例事務法人に関する業務
- 市町村へ交付する国民年金等事務取扱交付金に関する業務
- 市町村へ交付する年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金に関する業務
- 市町村へ交付する健康保険事務指定市町村交付金に関する業務

年金審査課

年金審査課は、年金記録の訂正請求事案の調査及び近畿地方年金記録訂正審議会(※)への諮問、答申に関する事務のほか、当該審議会の運営を行っています。

- 厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に係る年金記録の訂正請求事案の調査及び近畿地方年金記録訂正審議会への諮問、答申に関する事務
- 近畿地方年金記録訂正審議会の運営

【近畿地方年金記録訂正審議会とは】

近畿厚生局管内の日本年金機構年金事務所において直ちに訂正できなかった年金記録の訂正請求事案について、中立的な立場で審議し、公平・公正な判断を行うために設置された機関で、弁護士、社会保険労務士、税理士などの有識者で構成されています。

近畿地方年金記録訂正審議会には複数の部会が設置され、ひとつひとつの訂正請求事案について、年金記録を訂正すべきかどうかを審議し判断しています。



社会保険審査官

社会保険審査官は、社会保険行政の適正な運営の確保を目的とし、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づいた、年金・保険給付等の処分決定に係る審査請求事務を行っています。

- 健康保険、厚生年金保険、国民年金等の被保険者の資格、標準報酬又は年金・保険給付等の処分決定に係る審査請求に関する事務

【審査請求の流れ】

○保険者による
年金・保険給付等
の処分

○被保険者等からの
審査請求に関する
照会・相談の対応
○審査請求の受付

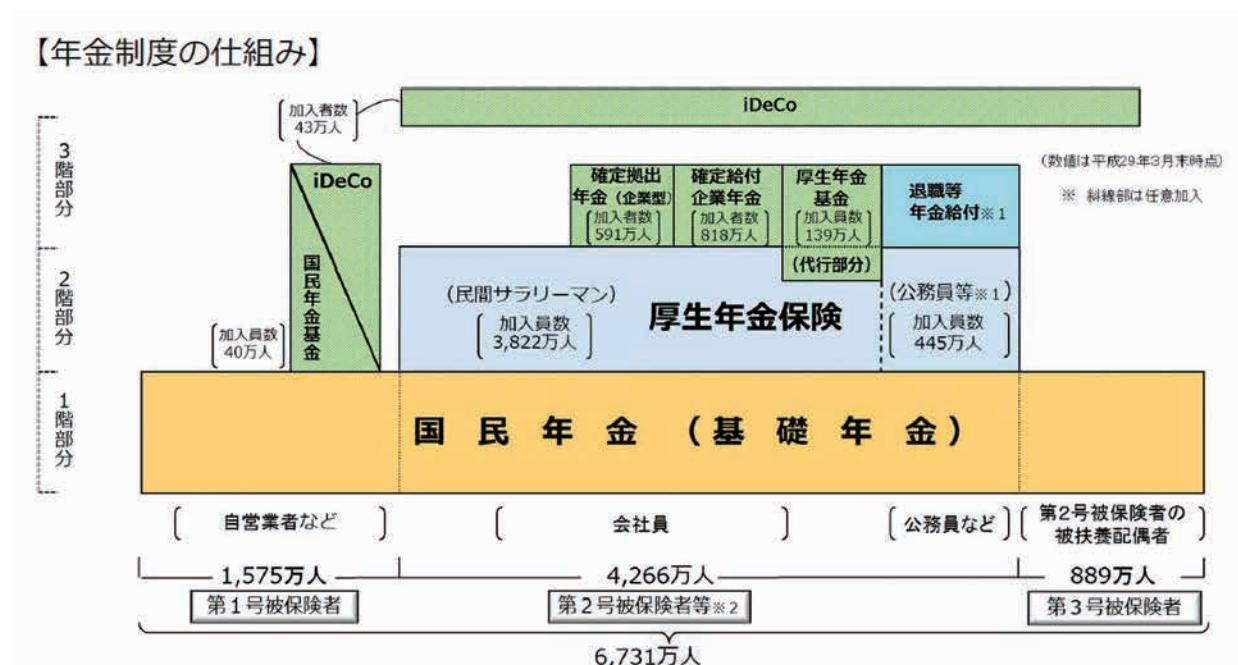
○審査請求事案に
関する審理
・要件審理等
・事案審理
・決定

～ 年金制度の仕組み ～

公的年金制度は、いま働いている世代(現役世代)が支払った保険料を仕送りのように高齢者などの年金給付に充てるという「世代と世代の支え合い」という考え方(これを「賦課方式」といいます)を基本として、運営されています(保険料収入以外にも、年金積立金や税金が年金給付に充てられています)。

日本の公的年金制度は、「国民皆年金」という特徴を持っており、①20歳以上の全ての人が共通して加入する国民年金と、②会社員や公務員等が加入する厚生年金による、いわゆる「2階建て」と呼ばれる構造になっています。

また、③公的年金と別に保険料を納め、公的年金に上乗せして給付を行う企業年金などは、いわば「3階部分」として、国民の自主的な努力によって高齢期の所得保障を充実させる役割を果たしています。



※1 平成27年10月から、公務員や私立学校の教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに年金払い退職給付が創設。ただし、それまでの共済年金に加入していた期間分は、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 国民年金の第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者をいう。(国民年金の第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)

厚生労働省リーフレット「年金制度のポイント もしもの時、年金はあなたの力になれる! 平成30年度」から引用



健康福祉課

健康福祉課は、地域の皆様が安心して暮らすための健康福祉サービスが提供されるよう、生活環境や社会福祉基盤の整備に取り組んでいます。

また、医療、保健衛生及び福祉分野の養成施設等の指定・監督等を通じて、各分野の良質な人材確保に向けた取り組みを支える役割も担っています。

- 地方公共団体等に対する補助金等の交付
- 民生委員・児童委員(※)の委嘱・解嘱・表彰
- 各種養成施設等(※)の指定・監督等
- 各種講習会等の届出・実施報告書等の受理
- 児童扶養手当の支給事務に係る指導・監査等
- 生活保護法の施行事務に係る監督等
- 三種病原体等の所持又は輸入の届出等の指導・監督

【民生委員・児童委員とは】

民生委員とは、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々で、「児童委員」を兼ねています。

児童委員とは、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う方々です。



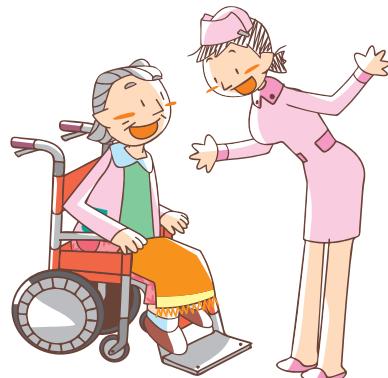
＜民生委員・児童委員の厚生労働大臣特別表彰＞

養成施設等の種類

【医療分野】 あん摩マッサージ指圧師・(はり師)・(きゅう師)

【社会福祉分野】 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士

【保健衛生分野】 管理栄養士、栄養士



○ 所管する養成施設数：151施設(平成31年3月末時点)

施設の種類	施設数	施設の種類	施設数
管理栄養士養成施設	34	福祉系高等学校等	15
栄養士養成施設	22	介護福祉士実務者養成施設	2
社会福祉士養成施設	1	あん摩マッサージ指圧師養成施設	2
介護福祉士養成施設	18	あん摩マッサージ指圧師、 はり師、きゅう師養成施設	5
福祉系大学等	52		

医事課

医事課は、これまで有効な治療法のなかつた疾患の新たな治療として、国民の期待が高い再生医療(※)をはじめ、国民の皆様が安心して医療を受けられるよう、医師・歯科医師臨床研修の指導や医療安全に関する取り組みの普及・啓発など、さまざまな業務を行っています。

さらに、高齢化社会の到来に伴い、在宅医療等の推進を図るため、看護師特定行為研修の指導や、受講推進のためのさまざまな周知活動を行っています。

また、無許可や無登録等の医薬品や医療機器等が国内に流入することを未然に防ぐための薬事監視業務(薬監証明書の発行等)も担当しており、国民の皆様の安全を守る業務も行っています。

- 医療の安全に関する取り組みの普及・啓発
- 再生医療等安全性確保法に関する業務
- 臨床研究法に関する業務
- 医師、歯科医師の臨床研修に関する業務
- 行政処分を受けた医師・歯科医師に対する再教育に関する業務
- 看護師の特定行為研修に関する業務
- 大臣許可医薬品等の製造業の許可
- 毒物劇物の製造・輸入業の登録及び監視
- 医薬品等の輸入監視
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療観察制度(※)に関する業務



【再生医療とは】

平成26年11月25日から「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が施行され、再生医療等の安全性確保のルールが整備されました。

特に近畿厚生局の管内では、京都大学の山中教授のiPS細胞ノーベル賞受賞を初め、多くの再生医療研究・治療が行われており、今後の再生医療への期待が一層高まっています。

新しい医療がより安全に迅速に国民の皆様へ提供できるよう、再生医療の実用化へ取り組んでいます。

【医療観察制度とは】

心神喪失又は心神耗弱の状態(精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態)で殺人、放火等の重大な他害行為を行った人の社会復帰を促進することを目的とした処遇制度です。

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、適切な処遇を決定するための審判手続が設けられており、本法による医療を受けさせる決定を受けた人については、指定医療機関において専門的な医療が提供されます。

近畿厚生局では「指定医療機関の指定」や「入院処遇決定となった対象者の移送」などを行っています。

○ 臨床研修病院府県別指定状況(平成31年3月末時点)

府県名	医師臨床研修病院	歯科医師臨床研修施設			計
	基幹型	単独型	管理型	計	
福井県	6	1	1	2	
滋賀県	12	5	0	5	
京都府	21	7	0	7	
大阪府	66	11	4	15	
兵庫県	46	14	0	14	
奈良県	7	0	0	0	
和歌山県	8	2	0	2	
合 計	166	40	5	45	



食品衛生課

食品衛生課は、食品工場等における総合衛生管理製造過程(HACCP(※))の承認や輸出水産食品認定施設及び食肉輸出認定施設に対する査察を行っています。

また、輸入食品の安全性を確認する登録検査機関に対しての立入検査や健康食品等の虚偽誇大広告の取締りなど、地域の食の安全と安心を確保するための役割も担っています。

- 総合衛生管理製造過程による食品の製造・加工に係る承認
- 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び指導・監督
- 健康の保持増進効果等に係る虚偽・誇大広告等の規制
- 対EU、対米国輸出水産食品認定施設に対する指導・監督
- 食肉輸出認定施設に対する査察
- 自由販売証明書等の証明書発行業務(食品)

【HACCPとは】(Hazard Analysis and Critical Control Point)

HACCP(ハサップ)は、食品の原料受入から製造・出荷までの全ての工程において発生する恐れのある危害を分析し、これを除去できる重要な工程を連続的に監視することにより、危害の発生を未然に防ぎ、製品の安全を確保する衛生管理の手法のことです。



<総合衛生管理製造過程承認施設への立入調査>

○ 管内の総合衛生管理製造過程承認状況(平成31年3月末時点)

食 品 名	施設数(延承認品目数)
乳(牛乳、加工乳など)	15(20)
乳製品(乳飲料、乳酸菌飲料、アイスクリームなど)	17(22)
清涼飲料水(ミネラルウォーター類、冷凍果汁飲料など)	15(20)
食肉製品(ハム、ソーセージ、ベーコンなど)	4(8)
魚肉練り製品(魚肉すり身、魚肉ハム・魚肉ソーセージ、蒲鉾・ちくわなど)	2(2)
容器包装詰加圧加熱殺菌食品(缶詰・瓶詰、レトルト食品など)	0(0)

地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進課は、地域包括ケアシステムの構築に関して市町村への支援を行う管内の府県に対して、広域的な観点から、関係機関及び団体等と連携し、必要な支援を行うことを主な業務として取り組んでいます。

- 地域包括ケアシステム構築の支援に関する企画・立案・調整
- 地域包括ケアシステム構築の支援の実施
- 地域包括ケアシステムの普及・啓発



～ 地域包括ケアシステム ～

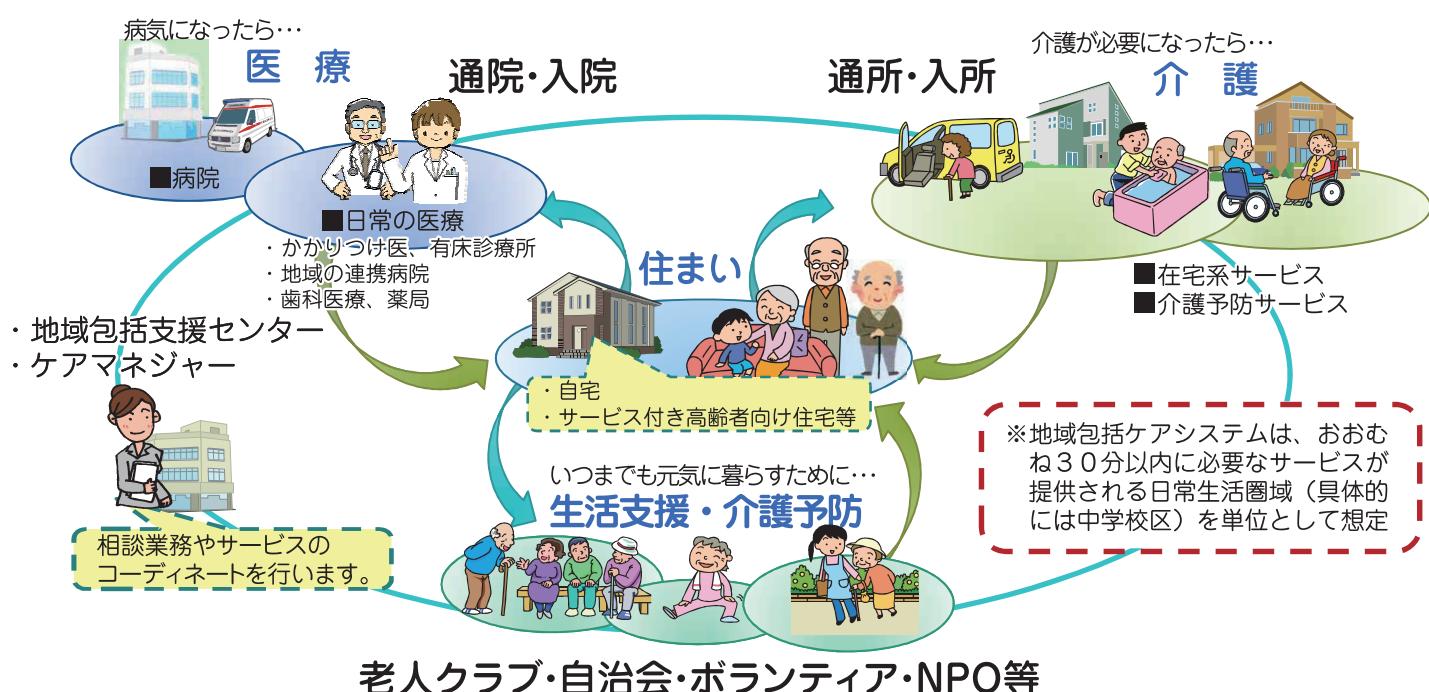
■ 地域包括ケアとは

- 「医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される」という、主として介護保険制度に基づく取組及び考え方です。
- そのしくみ(ネットワーク)を「地域包括ケアシステム」といい、団塊の世代が75歳以上となる**2025年**を目途に構築することを目指しています。
- 「地域包括ケアシステム」は、医療と介護の連携、地域住民主体の助け合いや多様な主体による生活支援や介護予防、認知症施策(新オレンジプラン)等、様々な取組により構築を図ります。
- 高齢化や社会資源(医療機関や介護サービス事業者、NPOなどの地域包括ケアの担い手など)の状況は、地域によって異なります。このため、介護保険の保険者である市町村及び都道府県が、地域の自主性や主体性、実情に基づき、地域の特性に応じた取り組みを進めています。

■ 地域包括ケアシステムの目指すもの

- 病院を退院しても、訪問診療、訪問看護、リハビリなどを、自宅で医師、看護師などから受けることができる。
- デイサービスなどの介護保険のサービスに加えて、配食、見守り、買い物支援などといった、日常生活に必要なサービスも受けることができる。
- 地域の体操教室、通いの場や趣味の集いなどに参加し、活動することができ、多くの方とふれ合うことで、生きがいを持つつ、今ある身体能力を維持していくことができる。
- 生活に必要な様々なサービスが、適宜コーディネートされて、多様な主体により切れ目なく提供される。
- 中学校区を基本とした圏域ごとに整備され、おおむね30分以内に1~4のサービスが受けられる。

地域包括ケアシステムのイメージ



■ 保険課

保険課は、健康保険組合及び全国健康保険協会(※)各府県支部に対する指導・監督等を通じて、健康保険制度の健全かつ円滑な運営に取り組んでいます。

- 健康保険組合の規約変更の認可及び指導・監督
- 全国健康保険協会支部の行う業務の認可及び検査

【健康保険組合、全国健康保険協会とは】

健康保険の保険者には「健康保険組合」と「全国健康保険協会(協会けんぽ)」の2種類があります。
「健康保険組合」は、企業が単独もしくは同種同業の企業などが集まり、国に代わり、企業の従業員に係る保険給付や健康増進等の保健事業の運営を行うことを目的として、厚生労働大臣の認可を受けて設立された公法人です。
また、「全国健康保険協会」は、平成20年10月に、これまで国(旧社会保険庁)が運営していた政府管掌健康保険が移行したもので、健康保険組合に加入している組合員以外の被保険者の健康保険事業を管掌しています。

- 管内の健康保険組合数：269組合(平成31年3月末時点)

單一	連合	総合
206	7	56

- 管内の全国健康保険協会支部：7支部



■ 企業年金課

企業年金課は、企業年金及び国民年金基金に対する指導・監督等を通じて、企業年金制度等の健全かつ円滑な運営に取り組んでいます。

- 厚生年金基金の規約変更の認可及び指導・監督
- 国民年金基金の規約変更の認可及び指導・監督
- 確定給付企業年金(※)の規約変更の認可、承認及び指導・監督
- 確定拠出年金(企業型)(※)の規約変更の承認及び指導・監督

【確定給付企業年金とは】

事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づき給付を受けることができる企業年金です。

【確定拠出年金(企業型)とは】

事業主又は事業主と従業員が拠出した資金を、従業員が自己の責任において個人別管理資産として運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる企業年金です。

- 管内の基金・企業年金数(平成31年3月末時点)

厚生年金基金	国民年金基金	確定給付企業年金	確定拠出年金(企業型)
0	7	2,556	1,012

指導部門

管理課

管理課は、指導部門の所掌事務に関する総合調整のほか、特定医療法人などの税制措置に関する証明業務を行っています。

また、国民健康保険の保険者や後期高齢者医療制度の運営主体、医療保険制度の審査支払機関が適正で安定的な運営ができるよう、指導・監督を行っています。

- 指導部門の所掌事務に関する総合調整
- 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明事務
- 公益法人等が行う医療保健業に係る非課税措置制度に関する証明事務
- 国民健康保険等の保険者や国民健康保険団体連合会が行う業務に対する指導
- 後期高齢者医療広域連合が行う業務や市町村が行う後期高齢者医療制度に関する事務に対する指導
- 社会保険診療報酬支払基金支部が行う業務の監督

医療課

医療課は、指導監査課と管内6府県事務所が行う業務に対する指導・監督を行っています。

また、良質で適正な医療が国民に提供されることを目的として、特定機能病院・臨床研究中核病院への立入検査を行っています。

- 指導監査課及び管内の事務所が行う業務に対する指導・監督
- 特定機能病院・臨床研究中核病院に対する立入検査



調査課

調査課は、保険医療機関等に関する定例的な調査・報告や、保険医療機関等の情報の管理を行っています。

- 保険医療機関等に関する定例的な調査等の実施・報告
- 保険医療機関等の情報管理



指導監査課(大阪府)・府県事務所 (福井県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県)

指導監査課・府県事務所は、保険医療機関、保険薬局等に関する各種申請の受理・審査、医療保険事業の健全な運営を図ることを目的とした指導・監督を行っています。

- 保険医療機関及び保険薬局等の指定、保険医及び保険薬剤師の登録
- 基本診療料及び特掲診療料の施設基準等に関する届出の受理及び審査
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任契約の締結・登録事務
- 保険医療機関、保険薬局等の医療保険事業の療養担当者に対する指導・監督
- 各府県事務所が保有する保険医療機関等の情報開示事務(指導監査課にあっては総務課において実施)
- 近畿地方社会保険医療協議会部会の運営



<診療報酬改定説明会の様子>

○ 管内の保険医療機関等の概況(平成31年4月1日時点)

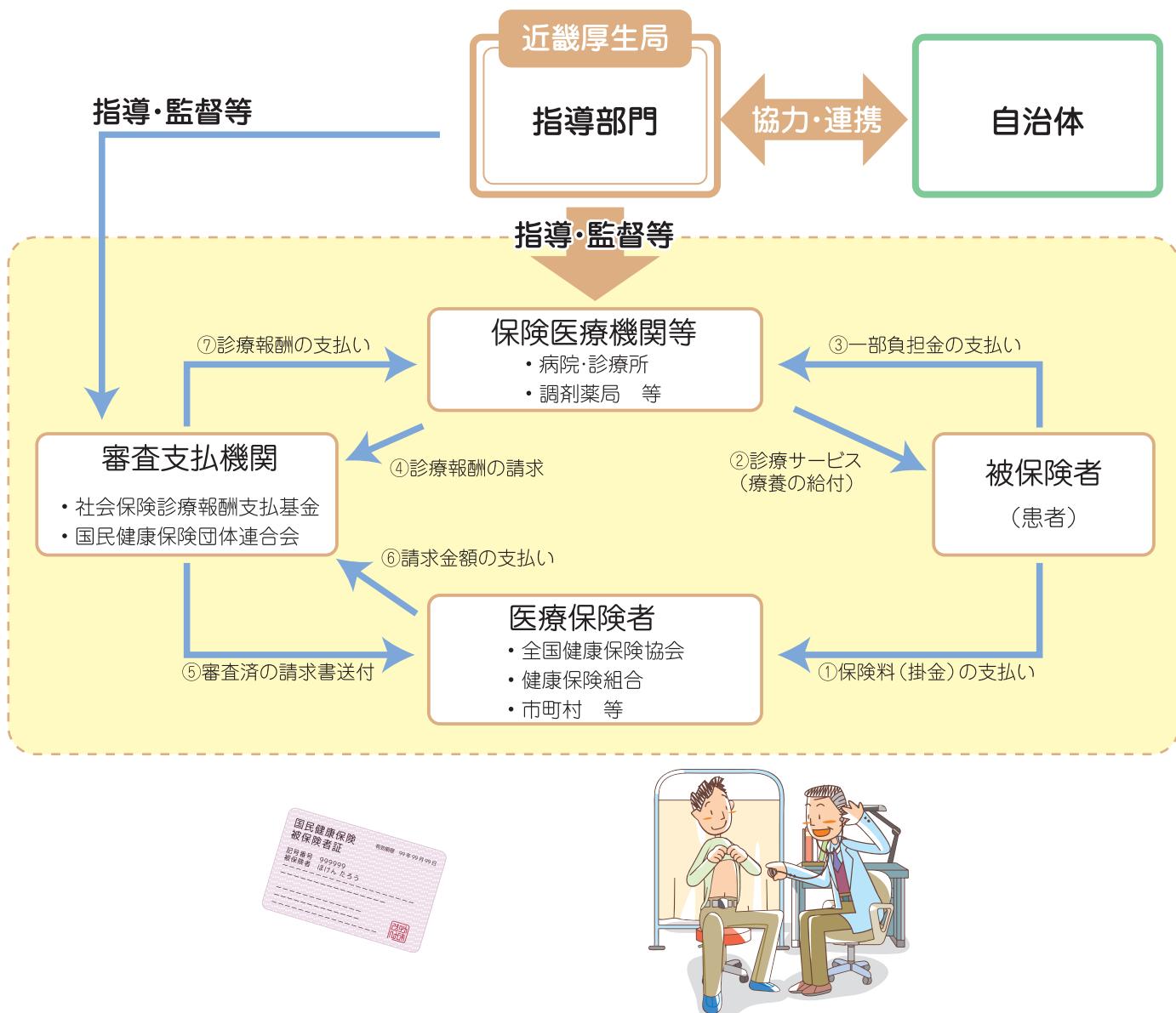
府県名	保険医療機関等			保険医等			指 定 訪 問	あん摩マッサー ジ及び指圧、はり、 きゅう施術所	柔 道 整 復 施 術 所
	医 科	歯 科	薬 局	医 師	歯科医師	薬剤師			
福 井 県	521	314	280	2,357	511	1,231	86	74	248
滋 賀 県	961	578	590	4,215	1,001	3,135	121	301	448
京 都 府	2,382	1,360	1,046	11,819	2,480	7,189	300	784	1,324
大 阪 府	8,429	5,658	4,146	34,668	11,263	27,024	1,294	3,964	6,510
兵 庫 県	4,893	3,070	2,611	19,446	5,144	16,785	704	1,022	2,228
奈 良 県	1,146	710	547	4,621	1,224	3,598	155	322	595
和 歌 山 県	1,018	562	468	3,833	977	2,625	130	284	606
	19,350	12,252	9,688	80,959	22,600	61,587	2,790	6,751	11,959

特別指導第一課・特別指導第二課

特別指導第一課・特別指導第二課は、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者、その他医療保険事業の療養担当者に対する監督に関する事務のうち、厚生局長が特別の監督を行う必要があると認めた特定事項に関する監督を行っています。

- 保険医療機関、保険薬局等の医療保険事業の療養担当者に対する監督のうち、厚生局長が特別の監督を行う必要があると認めた特定事項に関する監督

～ 保険診療のしくみ及び近畿厚生局と保険医療機関等との関係 ～



【医療保険制度とは】

同じ職場の人達、地域の住民が収入に応じた保険料を出し合い、病気やけがをしたときに出来るだけ軽い負担で医療を受けられるように、医療費を支出する公的な仕組みです。

医療保険は大きく分けて、職場に勤める人が対象となる健康保険(被用者保険)、自営業者などの地域の住民が対象となる国民健康保険、75歳以上(65歳から74歳の一定の障害者を含む)を対象とした後期高齢者医療制度があります。

日本国内に住む全ての人は、原則としてこれら医療保険制度に加入することになっています。(国民皆保険)

【保険医療機関等とは】

厚生労働大臣の指定を受けて、国民健康保険や健康保険などの医療保険制度に加入している被保険者やその家族に対して保険診療を行う病院、診療所及び調剤薬局などをいいます。

【診療報酬とは】

医療保険制度に加入している人達が、病気やけがで保険医療機関等にかかった場合の医療費のことを診療報酬と言います。

患者は窓口で一部負担金を支払い、残りの費用については、保険医療機関等が保険者に請求して受け取る方式となっています。保険医療機関等からの請求については、全ての診療行為を点数で表した診療報酬点数表に基づき、医療費を1点10円で計算しています。

麻薬取締部／神戸分室

麻薬取締部は、薬物犯罪の捜査、取締りを中心に、麻薬等を取り扱う医療機関等の監視・指導や薬物乱用防止啓発活動の実施等を通じて、「薬物汚染のない健全な社会の実現」を使命として日々業務に取り組んでいます。

薬物犯罪の取締り

- 麻薬・大麻・覚醒剤・向精神薬・指定薬物等の危険ドラッグの密輸入、密売、所持、使用等の取締り捜査

許認可業務及び監視・指導

- 医療用麻薬、覚醒剤、向精神薬等の輸出入、製造、流通に係る許認可等
- 上記取扱い関係者への立入検査等による監視・指導

薬物乱用防止啓発活動

- 「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」を実施し、薬物乱用による危害を広く国民に周知
- 「不正大麻・けし撲滅運動」として、毎年、自生大麻・けしを除去

薬物汚染のない
健全な社会の実現



乱用者対策として相談電話の設置

麻薬・大麻・覚醒剤等の乱用者本人やその家族、知人等からの相談を受け、必要な助言などを実施しています。

相談電話番号

- 近畿厚生局麻薬取締部 ☎06-6949-3779
- 麻薬取締部神戸分室 ☎078-391-0487

近畿厚生局の所在地・連絡先

大阪合同庁舎第4号館

〒541-8556
大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館3階・4階
<3階>

部 署	電話番号	FAX番号
総務課	06-6942-2241	06-6946-1500
企画調整課	06-6942-2413	06-6942-2249
管理課	06-6942-2248	06-6942-2330
医療課	06-6942-2414	06-6942-9125
調査課	06-7711-9012	06-6942-2249
特別指導第一課	06-7711-9003	
特別指導第二課	06-7711-9004	
麻薬取締部	06-6949-6336	06-6949-6339

<4階>

部 署	電話番号	FAX番号
年金指導課	06-7711-9005	06-7711-9007
年金調整課	06-7711-9006	

大阪第2法務合同庁舎5階

〒540-0012
大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎5階

<5階>

部 署	電話番号	FAX番号
年金審査課	06-6941-2308	06-6941-2400

第2庁舎（大江ビル）

〒540-0011
大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル7階・8階

<7階>

部 署	電話番号	FAX番号
健康福祉課	06-4791-7311	06-4791-7352
養成施設担当	06-6942-2383	
医事課	06-6942-2492	06-6942-5089
医薬品等監視指導室	06-6942-4096	06-6942-2472
食品衛生課	06-4791-7312	06-4791-7353
地域包括ケア推進課	06-7711-9020	06-4791-7352
保険課	06-4791-7313	06-4791-7354
企業年金課	06-4791-7314	

<8階>

部 署	電話番号	FAX番号
社会保険審査官	06-7711-8001	06-7711-8003
指導監査課		
施設基準グループ	06-7663-7663	06-4791-7355
審査グループ (指定・登録及び柔整・あはぎ関連)	06-7663-7664	
指導第1グループ (医科・訪看)	06-7663-7665	
指導第2グループ (歯科・薬局・柔整)	06-7663-7666	



アクセス

大阪合同庁舎第4号館

- Osaka Metro 谷町線 谷町四丁目駅 5番出口すぐ

第2庁舎（大江ビル）

- Osaka Metro 谷町四丁目駅 8番出口すぐ

大阪第2法務合同庁舎5階

- Osaka Metro 谷町線 谷町四丁目駅 3番、4番出口徒歩5分

京阪天満橋駅
14番階段徒歩8分

各府県事務所の所在地・連絡先



福井事務所

住所 〒910-0019 福井市春山1-1-54
福井春山合同庁舎7階

電話番号 0776-25-5373 **FAX番号** 0776-25-5375

アクセス ●福井鉄道仁愛女子高校駅 徒歩3分 ●えちぜん鉄道田原町駅 徒歩15分 ●JR福井駅 徒歩20分
●京福バス裁判所前バス停下車 徒歩2分



滋賀事務所

住所 〒520-0044 大津市京町3-1-1
大津びわ湖合同庁舎6階

電話番号 077-526-8114 **FAX番号** 077-526-8116

アクセス ●JR大津駅北口 徒歩3分

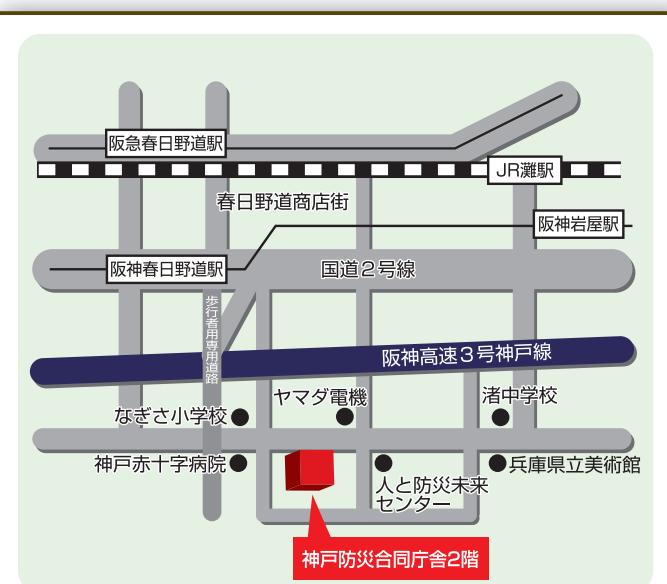


京都事務所

住所 〒604-8153 京都市中京区烏丸通四条上ル
筭町691 りそな京都ビル5階

電話番号 075-256-8681 **FAX番号** 075-256-8684

アクセス ●京都市営地下鉄四条駅、阪急烏丸駅21番出口
徒歩2分 ●京都市バス四条烏丸バス停下車 徒歩2分



兵庫事務所

住所 〒651-0073 神戸市中央区臨浜海岸通1-4-3
神戸防災合同庁舎2階

電話番号 078-325-8925 **FAX番号** 078-325-8928

アクセス ●阪神電鉄春日野道駅 3番出口 徒歩8分
(歩行者専用道路の利用が便利です。)
●阪急電鉄春日野道駅 徒歩15分



奈良事務所

住 所 〒630-8115 奈良市大宮町1-1-15
ニッセイ奈良駅前ビル2階

電話番号 0742-25-5520 **FAX番号** 0742-25-5522

アクセス ●JR奈良駅 徒歩4分
●近鉄奈良駅 徒歩10分



和歌山事務所

住 所 〒640-8143 和歌山市二番丁3
和歌山地方合同庁舎5階

電話番号 073-421-8311 **FAX番号** 073-421-8315

アクセス ●和歌山バス 公園前バス停下車 徒歩4分



住 所 〒650-0024 神戸市中央区海岸通29
神戸地方合同庁舎3階

電話番号 078-391-0487 **FAX番号** 078-325-3769

アクセス ●JR三ノ宮駅、阪神三宮駅、阪急神戸三宮駅
徒歩15分





ホームページ
<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/>

近畿厚生局

検索

